

令和 7 年度
(2025 年度)
事業計画書

(自 2025 年 1 月 1 日至 2025 年 12 月 31 日)

公益財団法人 J&C

公益財団法人 J & C（以下「当財団」という。）は設立以来、国際間の相互理解のもと、人づくりを通じ、開発途上にある海外の若者を対象として日本において期間を定めて職業訓練を施し、これからの時代を担う若き人材の育成による国際貢献を目指すことを理念に掲げ、中国、ベトナム等からの青年を受入れる外国人技能実習生受入事業（以下「実習生受入事業」という。）、開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業の2事業を柱にし、それに加えて、開発途上国で編集、発行する教材の物品販売事業、特定技能に係る支援事業を実施しておる。

特に、開発途上国の経済発展を担う「人材育成」においては、「職業訓練を通じてアジア諸国の若者の自立を支援すること、アジアとの友好関係を深めること」に則り、異なる文化や習慣を十分に理解し、技能実習生の人格を尊重した上で、日本社会に溶け込み共に歩むことが出来るよう技能実習生のそばに寄り添いながら、これまで以上の温かい支援をしていくことを目指している。

本年度は、技能実習制度に代わる新たな制度の法改正も見込まれるところ、法改正後の新たな制度を見据えた技能実習受入れ事業展開準備と、併せて特定技能外国人の円滑な受入事業等収益事業の運営を適切に実施していくとともに、令和7年度3月から実施される公益法人制度の改正に向けて、共生社会の実現を目指し、公益法人の役目を果たし、コンプライアンスを遵守する事業を実施する。

当財団では、こうした状況を踏まえ、かつ、送出し機関の経済及び社会情勢も迅速にとらえ、引き続き適正な技能実習制度及び特定技能等の運営に取り組むとともに開発途上国との企業進出支援等事業を展開していくこととする。このため、次に掲げる事業を推進する。

I 公益事業

1 技能実習生受入事業

技能実習生受入れ制度は、「団体監理型」が主流となっており他は「企業単独型」に区分され、当財団は前者である。団体監理型技能実習は事業運営上受入体制・監理体制の整備拡充を図ることが最も重要である。中でも外国人技能実習生に対する日本語教育等の教育コンテンツの拡充を図りながら受入事業を迅速に軌道に載せることが急務である。当面の課題は外国人技能実習法（「実習法」という。）に定める優良監理団体を目指し、実習実施機関の優良認定化の推進を優先する。

（１）送出機関の選抜と連携

適正な技能実習受入れ事業は、受入機関だけの努力ではなく、海外の送出機関の技能実習制度の理解の程度も重要である。そのため、当財団は派遣国の前職企業の調査を行う等と、送出機関の選定と連携を重要視して臨み、優秀な技能実習生（以下「実習生」という。）を確保することとしている。また、当財団の担当者等が直接現地に赴き、選抜試験や面接に立ち合い、或いは skype を利用して実習生候補者との面接を実施し、18歳以上の若者で心身ともに健康な人材を選抜する。

なお、技能実習期間を終了する実習生に対して、実習生本人と実習実施者の要望を聴取し、帰国希望者には送出し機関と連携し、帰国後の就職支援にも積極的に取り組んでおる。

（２）実習生に対する講習の実施

（イ）海外での事前講習

実習生が外国人技能実習生制度の趣旨に沿った技能実習を十分に全うするためには、日本語能力及び日本への適応力が不可欠である。そのため、当財団は送出機関と

連携して、来日前に事前講習を実施する。事前講習は技能実習制度の趣旨に沿った適正な技能実習の確保を目的として、技能実習生候補者に対し、4ヵ月間の事前講習を行う。講習内容は日本人による日本語・技能習得に関する知識をはじめ、日本での生活一般に関する知識や我が国でのスムーズな環境適応に関するものである。

(ロ) 入国直後の集合講習

来日後、一般社団法人 センチュリー国際学院との委託契約により同社の講習センター（千葉県市原市にある）において1月間の講習を実施する。

- ・技能実習が円滑に行われるよう、日本の風俗、習慣等生活一般について理解させるため、日本語の再教育、日本の企業で使用する用語等技能習得に関する知識。

- ・実習生が適法に在留するための知識や労働者として受ける法的保護に関する知識について外部専門家により教育を行う。

- ・技能の修得等を安全に行うための知識、規律正しい生活を行うためのルールについて教育を行う。

(3) 実習生からの相談・支援体制

実習生が抱えている悩み事や相談等に対応するため、フリーダイヤル電話や通信アプリ wechat により、24 時間体制で実習生の母国語を話せる職員を配置している。また、実習生からの苦情・相談等に対しては、正確な実態把握に努め、その都度、的確に指導を行い、技能実習・生活環境の改善向上に努める。

技能実習期間を終了し、3 号（2 年間）への移行、特定技能労働者への移行希望の子に対して、就職先の探し、在留資格変更のサポートを実施しておく。

(4) 訪問指導及び監査の実施

平成 29 年 11 月 1 日、新技能実習法が施行され、その法に基づいた団体監理型技能実習の実施及び労働に関する法令等の基準を満たし、技能実習を適切に実施する必要があるところ、3 ヶ月に 1 回以上の頻度で監査を実施することである。当該監査は技能実習

法に定める監理責任者の指揮の下で①技能実習の実施状況を実地に確認すること②技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受ける③実習生の 4 分の 1 以上と面談④実習実施機関の設備、帳簿書類等の閲覧⑤実習生の宿泊施設等生活環境の確認を確実に実施する。

また、「第 1 号技能実習」の活動期間中は、1 ヶ月につき少なくとも 1 回以上、受入れ企業を訪問し、技能実習の実施状況を実地で確認するとともに認定された技能実習計画に基づいて実習を適正に行わせるよう必要な指導を行うこととする。なお、技能実習法及び入管法・労働関係法令の違反が判明した場合は、直ちに監理責任者の指揮の下に臨時監査を実施する。

2 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

今年度は、実習生の派遣国である中国及びアジア諸国に関して、政治・経済、投資・労働環境、海外事業展開の現況・課題、今後の展望等に関する情報等を収集し、調査研究の上、海外進出を希望する企業に提供する予定である。

企業の海外進出を支援することを目的に、会員企業及び非会員企業関係者からの相談に積極的に対応する。

また、開発途上国への進出を希望している企業を対象とし、より円滑に希望国へ進出できるよう、対象国や技能実習生派遣国への視察派遣については、新年度においては、対象国等の情勢等を勘案して実施をする。

II 収益事業

1 教本の販売

技能実習を終了し帰国した元実習生をはじめその関係企業、関係者、或いは一般の方を対象として教材を販売する事業である。

帰国後、職場のリーダーを目指して活躍中の者や自ら起業する者のために必要な知識を身につけさせることを狙いとする所謂スーパーバイザー養成の通信教育教材である「チームリーダー育成通信講座」を開発途上国で編集、発行している。

教材は、比較的やさしい日本語で作られているので、日本語の学習にも役立つものとなっており、やる気と集中力を上げる便利で画期的なチームリーダー育成に役立つ通信教育用教材であり、中国を中心としてアジア諸国（日本を除く）で展開をする予定である。

技能実習生の監理団体業務においては、コロナ前に回復しつつあり、受入れ人数も順調に拡大していくも見込みである。2025 年度においては、収益事業にも力を入れて、徐々に展開する予定である。

2 在留資格（特定技能 1 号）にかかる支援事業

入管法の改正に伴い、特定技能制度が新設され、本人の希望で元技能実習生が帰国することはなく、又は再入国ことが可能となった。特定技能外国人の在留資格を取得し、日本で働く場合、登録支援機関の支援が必要な状況となっており、2019 年度は、特定技能の「登録支援機関」に認定されたが、こちらは公益事業を補助する収益事業として扱われるため、公益事業と正しく区別して取り組んでおる。

当財団は対象となる外国人を受け入れる企業からの委託を受け、第 2 号又は第 3 号技能実習を修了した実習生等に対して、母国語による生活ガイダンスその他必要な支援計画の作成や日常生活又は社会生活上の支援を行う体制の整備を図り適正かつ円滑な在留に資するため実施するもので「特定技能 1 号」で在留する外国人にかかる支援業務を行う。